

平成30年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年12月6日（木曜日）

○議事日程（第4号）

平成30年12月6日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	佐 野 憲 司 君
政策調整課長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 觀 光 課 長	北 村 琢 磨 君
商 工 觀 光 課 參 事	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 總 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 總 合 病 院 總 務 課 長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 長	内 山 洋 輔 君
教 育 委 員 會 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 查 委 員	千 種 伯 行 君
監 查 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	岩 本 功
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長	高 芝 豐
議 事 ・ 調 查 係 書 記	相 賀 智 惠

[開議 午前10時00分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、8番、仲明議員。

[8番（仲明議員）登壇]

8番（仲明議員） 皆さん、おはようございます。

過疎、少子高齢化が進む中、私たちの住む尾鷲市には、多種多様な地域の課題があります。地場産業である水産・農林業の長い低迷と後継者問題、地域経済の衰退による就労人口の減少、商業圏、流通機能の変化による買い物弱者の増加などが挙げられます。

現在、加藤市長には、七つのプロジェクトを鋭意推進し、職員一丸となって着実に成果を上げる努力を重ねていると確信しております。また、三田火力発電所用地活用計画のおわせSEAモデルのグランドデザイン、マスタープラン策定については、関係機関と十分協議を進め、本市の将来の地域活性化への礎になるよう強く期待するものであります。加藤市長には、尾鷲に住み続けることができるように丁寧に議論を進め、政策決定と施策の推進に総力を挙げて取り組まれることを願うものであります。

第4回定例議会に当たり、今回は、買い物弱者をテーマに、提案を含め前向きな一般質問といたしますので、加藤市長には明快な答弁をいただきたいと思いません。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

経済産業省は、買い物弱者対策支援として、平成26年度に実施した買い物弱

者等に関する調査報告書を作成し、公表しております。また、地域の主体等が連携して買い物弱者支援を行っている先進事例と、その工夫のポイントをまとめた「買い物弱者応援マニュアル」を公開しております。

この報告書によりますと、「買い物弱者とは、住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのこと」と定義をしております。具体例では、「生鮮食料品店までの距離が500m以上かつ自動車を持たない人を買い物困難者」としております。

経済産業省の買い物弱者数推計は、平成26年10月1日現在、全国で700万人である。この推計は、買い物に困難を感じている人の割合17.1%に60歳以上の高齢者数4,198万人を乗じた数としております。今後、その数は増加傾向にあり、その対策が求められるとされております。

尾鷲市では、九鬼・三木浦・梶賀地区の3地区において、地域の実情や時代に対応した集落の維持・活性化対策を推進していくことを目的に、集落支援員事業を展開しております。取り組み内容では、地区集落の課題抽出と状況把握のためのアンケート調査を初め、買い物支援や通院支援の調査、検討を行うとされております。

一部の地区では、既に買い物支援や通院支援の具体策に向けての動きが見られますが、今後、本市でも流通機能や交通網の弱体化とともに、ますます買い物弱者が増加することが予測されることから、買い物弱者支援の対策、仕組みづくりが求められております。

市長は、本市の買い物弱者の現状、実態、その発生要因、今後の対策支援についてどのように認識をしているか、さらに、集落支援員事業の買い物支援調査・検討等を踏まえ、その活用や本市の今後の方向性と仕組みづくりをどのように考えているか、お聞きをいたします。

壇上での質問は以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 仲議員の御質問に対しまして、御回答申し上げたいと思います。

御指摘にもございましたように、買い物弱者の現状につきましては、少子高齢化あるいは人口減少、これが進む中で、住民のコミュニティの場所としての機能を果たしてきました食料品店あるいは日用品店、これが姿を消した地区がふえたことに加えまして、同じ御指摘がございました公共交通ネットワークの変化、そ

して若年層の流出により家族の支援が得られにくくなった、こういうこと、さらには高齢者自身も自家用車の運転が困難になるなど、多面的な要因にわたって、買い物弱者の問題が発生しているものと認識しております。

このような中、各地において、その実績は異なるものの、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築を進める中、地域の課題を抽出する目的で配置された集落支援員制度、この集落支援制度におきましては、地区住民へのアンケート調査から浮き彫りになった買い物支援、移動支援、ごみ出し支援などの課題を抱えております。

その課題を解決するため、地区住民が中心となり、集落支援員や本市並びに社会福祉協議会が協議しながら、移動支援や買い物支援の実現に向けて、取り組みを進めております。

また、本市におきましては、高齢者宅の見守りを兼ねた配食サービスの実施や、民間におきましても、移動販売や宅配サービス、スーパーマーケットの配送サービスなども実施されております。

今後も集落支援員制度を積極的に活用する中で、各地区における買い物弱者等の現状をしっかりと把握し、地域の実情に応じた生活支援サービスの仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの御回答を申し上げさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。

買い物弱者につきましては、過疎、少子高齢化だけではなく、いろいろな問題が重なって発生していると。それから、例えばコンパクトシティをつくったとしても、やはりそれは鈍化するだけで、いずれ買い物弱者は存在するというふうには私は考えております。

特に現状把握をして、しっかりとした対策を講じるということでございますので、次に進みたいと思います。

報告書によると、買い物弱者問題は、供給側、需要側の双方の要因に起因すると。それから、地域によってそのメカニズムが異なってくると言われております。

供給側は、過疎化、モータリゼーションの進展により大型店の郊外化、商圈の縮小により商店街の衰退とつながって、需要側は、高齢化、核家族化による単身世帯の増加、コミュニティの希薄化により移動の難化、スーパーの撤退とつながって、最終的には、地方都市では中心街は衰退し、郊外大型店を中心とする店舗

展開となると。農村、山間部では、アクセス可能な店舗の不存在となり、その結果、500メートル以内に店舗が存在しなくなったと全体像を捉えております。

買い物弱者問題は地域の実情により異なるとされ、集落支援事業等のアンケート調査結果に基づき、課題の認識と解決のためのアクションにつなげるため、地域における議論、それから課題の明確化、合意形成、今後の方針策定が必要であると考えております。

さきの11月23日、尾鷲市社会福祉大会で、九鬼地区集落支援員の豊田さんが九鬼地区における助け合いの仕組みづくりについて実践報告をいたしました。

内容は、生活者支援の仕組みづくりのため、九鬼地区でアンケート調査を実施したと。一つ目は、不便に感じることは何でしょうかと。二つ目が、これから必要なものなど、何でしょうかと。主に老人会の協力を得て、実施したということであります。

その結果、移動支援と買い物支援が多かったと。特に日常に困ったときに、四十数世帯の方が頼む人が全くいないということが判明しました。これは予測したところでございますが、このような現状があります。

このことから、移動支援と買い物支援を優先的に取り組もうと決めたと発表しました。その内容は、日ごろの生活を支えるため、会員制のクラブを立ち上げたいと。道路交通の関係もありますのでね。

それから、大切なことのひとつは、お金をとること。ボランティアではかえって頼みにくいと。ボランティアでは制度上、どうしても継続性が難しいんじゃないかという懸念だと思います。大事なことは、全体を見ていかれるのは市の担当者であると、このように言われました。私は全くそのとおりだと思っております。

また、梶賀地区においても、集落支援員を中心に動きが出ております。

さきに小川議員が買い物支援の一般質問を聞いているとお聞きして、そのことから集落支援員に積極的に支援をしているというお話も伺っております。

買い物弱者対策支援は、本市全域の問題として捉え、具体的な作業に取り組み、近い将来に向けて進展させる考えはありますか。市長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど仲議員がいろいろと具体例をお示しながら、本市における全域的な、本市全域的な問題として進展する考えはないのかというような御質問だったと思いますんですけども、基本的には、高齢者が住みなれた、先ほどもおっしゃっていましたが、尾鷲でずっと住み続けるというような話の中で、

高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けることのできるまちづくり、これを目指して、まず、大きくは、地域包括ケアシステムの構築において、その中で買い物弱者対策を初めとする日常生活の支援、これにつきまして現在、生活支援体制整備事業を受託している尾鷲市社会福祉協議会を中心として、2名の生活支援コーディネーターが各地区において地区住民と協議を重ねながら活動し続けているという、今実際に動いている状況でございます。

この生活支援コーディネーターは、まず、各地区の町なかを歩きまして、住民の方々と見たり聞いたりしながら、地区の課題を把握すると。また、実際にバスや汽車に乗って買い物を行うなど、その地区の住民がふだんどのような生活をされ、どのような不便を感じているのか、これを生活支援コーディネーターが体験しながら調査をしているという実態もでございます。御指摘のございましたように、九鬼、三木浦、そして梶賀地区に配置された集落支援員、この人たちが中心となって、地区住民へのアンケートから見えてくる地域課題の解決、これに向けた協議を今続けているというのが実態でございます。

中でも、この生活支援に関するアンケートでは、ひとり暮らし世帯あるいは高齢者世帯から買い物支援、移動支援、ごみ出し支援、こういったものの要望が非常に多く挙げられておりまして、地区住民と集落支援員を中心に、生活支援コーディネーターと本市が連携をとりながら、各地区の実情に合わせた取り組みを展開しております。

先ほどの仲議員のほうからおっしゃってました九鬼地区においては、現在、買い物支援、移動支援、ごみ出し支援を行うボランティア団体の設立に取り組んでいるところであります。この取り組みが確立されれば、他の地区へも活用できるものと期待しております。

今後もこのような取り組みを地区ごとに展開しながら、市内全域に広げ、地域のニーズを把握しながら、サービスにつなげる取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 社協に委託している地域包括ケアシステムの生活支援体制整備事業の中では動きが見られて、九鬼地区をモデル地区と、早田もそうですかね、というふうにやっているとお聞きをしております。集落支援員と協力のもと、事業を進めているというお話も伺っております。

周辺地区では、週に1回程度の市外からの移動販売車の利用や、市内日用雑

貨・商店等の戸別訪問、聞き取り販売、いわゆる御用聞き、それから大型化ショッピングセンターの宅配等、個々の販売ルートによる利用、活用がありますが、買い物弱者対策としては有効であるけどまだ十分ではないと、私はそのように思っています。

本市の買い物弱者数を推計すると、買い物に困難を感じている人の割合17.1%に本市の60歳以上高齢者数9,052人を乗じて、その結果、約1,547人と推計をされます。これを国の試算基準で推計すると、こんなにたくさんの買い物弱者が存在するということになります。

本市では、本年度、地域支援事業、包括支援事業として、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるよう、地域包括ケアシステムの構築を図る事業が始められております。先ほど市長が説明のあったとおりです。

その事業の一つに、生活支援体制整備事業が尾鷲市社会福祉協議会に委託をされています。この事業は、生活支援コーディネーターを配置して、高齢者の健やかな在宅生活を支える見守り、ごみ出し、買い物、サロンなどについて仕組みづくりを進めるとの説明が当初にもありました。

この委託事業の、特に買い物について、その取り組み、進捗、最終目標について、福祉保健課長、お答え、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） それでは、買い物支援を含む生活支援体制整備事業の進捗状況について御説明いたします。

現在、尾鷲市社会福祉協議会に委託して実施している本事業では、先ほども説明もございましたように、生活支援コーディネーター2名が各地区に出向いて、各地区の課題を解決する調査を行っております。

特に九鬼・三木浦地区をモデル地区として、地区住民と市社会福祉協議会の3者で話し合いの場を重ねまして、現在、課題解決に向けた取り組みを進めております。中でも、九鬼地区におきましては、集落支援員調査から浮き彫りになりました移動支援や買い物支援、これらについて重点的に取り組むことを第一目標に活動を続けております。

議員御質問の買い物支援につきましては、先日、社会福祉大会で発表があったことを踏まえて御認識のところも多いとは思いますが、九鬼地区では、集落支援員とその仲間がグループとなって、まず、ボランティア団体を地区住民と立ち上げることを今目指しております。その中で、会員制の生活支援サービスとしての

構築を目指しております。これはやはり有料を前提としたボランティアチケット制によって、買い物支援や移動支援、ごみ出し支援など、日常の困り事に使えるチケット制度を活用して、地区内での支え合いを進めるものでございます。これは先日の社会福祉大会でも報告があった取り組み方です。

市も先日同席しまして、その後、移動支援に関連しましては、実費相当の有料ですと、道路運送法の適用を受けないので進めることができますのですが、そういうことも含めまして、三重運輸支局に出向きまして、今後の実証実験に向けたポイント等も聞きながら、事前相談を伺ったところでございます。今後、関係する機関との協議も踏まえまして、年明けには実証実験に踏み込みたいというふうに集落支援員等とも協議をしております。

このように、地区住民主体の取り組みがこの生活支援体制整備事業のポイントですので、今後も各地区の課題とニーズ、これは地区ごとに違うと思います。それを集落支援員や地区住民と協議しながら、ほかの地区での実践を進めていければと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 生活支援体制整備事業につきましては、幾つかのテーマがあって、買い物だけではないという認識もあります。また、九鬼地区の動きについては、私も進展を願うというふうに思っています。

そういう中で、生活支援体制整備事業は、安心安全のための高齢者の見守り、ごみ出し支援、買い物弱者対策支援のための仕組みづくりであります。集落支援事業の買い物支援の調査、検討も、いわゆる仕組みづくりための調査、検討であると、このように思っています。

買い物弱者問題の解決に向けた取り組みの全体像は、一つ目としては、家まで商品を届ける。具体例は買い物代行、それから宅配ですね。二つ目は、近くに店をつくる。具体例は、移動販売、買い物場の開設でございます。三つ目は、家から出かけやすくする。これは移動手段の提供ということになります。四つ目は、コミュニティを形成する。会食などがあります。九鬼では網干場というようなところと、そうですね。そのためには、行政、住民、事業者が連携をして、役割分担を明確化し、事業を立ち上げる必要があると、このように思っています。

買い物弱者問題は多岐にわたるテーマであるため、横串を刺して検討する必要があると、このように思うわけでございます。

仕組みづくりの最終段階では、尾鷲市全体の問題として捉え、例えば、商工観光課、福祉保健課、市民サービス課の関係部署との連携と、事業者と住民との協議の中で役割分担を決めていく必要があると、このように思います。

このことから、集落支援員、生活支援コーディネーターの協力を得て、尾鷲市が主体となって仕組みづくりを構築されるよう期待しますが、同じような質問になりますが、市長、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、事をなすためには、仕組みづくりというのは絶対必要だと思います。

じゃ、それは誰がやるんですかと。当然のことながら、尾鷲市でやると。これははっきりしていることなんですね。

じゃ、尾鷲市の中で、どこの部門が担当するんですか。福祉保健課ですと。これ、はっきりわかっているわけなんですね。

したがって、買い物支援、こういったなどの生活支援サービスの仕組みづくりというふうに、これにつきましては、まず、地区住民だけではないんですね。地区住民だけでは、議員おっしゃっていますように、集落支援や各種団体と行政の連携、協力が必要不可欠なものと考えております。

その中で、御指摘のございましたように、どういう分担をやるのかと。分担をやってもばらばらになります。じゃ、誰が、どこが中心になって、この組織づくりをやって、全てのことをコーディネートするのか。本市では、福祉保健課でございます。

福祉保健課がやったとしても、やはりそれに関係する部門というのは当然あるんです。御指摘のように、この取り組みを推進するには、要するに、行政と住民、事業所が一体となって協議を行うことが必要ですから、私は、基本的には、目的を達成するためには関係者を巻き込むという、まず、これが大事だと思っておる。関係者を巻き込んで、その目的のためにみんながやっぱり協力しながらやっていくと。基本的にはそうなんです。

そういった中で、庁内においてはどうなのかという。御指摘のとおり、福祉保健課、これが完全に窓口中心で、福祉保健課を中心として関連のある市民サービス課、あるいは商工観光課、そして全体的な政策調整をやる政策調整課、この各課が連携を図りながら、私は進めていくことが非常に重要であると考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ただいま市長から、地区住民だけでなく、業者との連携が必要であると。まさしく、私もそのように思っています。

二つの集落支援と社協との委託の中で、二つのあれでマッチングが必要なんですけど、最終的に、アンケート調査や検討で終わってはいけないと。このようなことはないと思うんですけど、そのように思います。

それから、地域の実情把握、検討することは、これは最も重要なことであると思いますが、地域ごとに個々に買い物弱者対策支援を展開するのはやはり合理的ではない。最終的には合理的ではないと、このように思います。

地区の事情を網羅して、一本化の支援策が必要であると。それには課題の明確化、合意形成、方針策定が必要であります。また、場合によっては初期投資が必要であると、宅配者、コールセンター等の備品とか、そのような思いもいたしております。

高齢化率が尾鷲市全域では41.7%、周辺地区では64.4%に上っています。どこでとまるかわからんですけど、もっと伸びてくるのではないかと、このように思います。

次に、単身高齢者は、買い物を依頼できる人がいない。外出が困難などの理由により、買い物弱者化する可能性が高いと言われております。その数は、今後5年間で11%、10年間で16%増加すると予測をされております。

また、買い物弱者は波及課題を生じる可能性があり、中でも、低栄養化問題は、地域、国全体の医療費や介護費の増加をもたらす可能性があると言われております。これが生活支援体制整備事業が紀北広域連合から尾鷲市に委託されて、尾鷲市から社協に委託すると。この経過を見ると、まさにそのようなことが理解できると思います。

買い物弱者の対策支援は、現状でも民間事業者の事業展開により、週1回程度の外部の移動販売車の利用、日用雑貨、米、酒類等の業者戸別訪問、聞き取り販売、配食サービス、購入後の宅急便利用、大手協同組合の宅配購入などがあり、現状の手段では、有効な買い物困難者の支援と考えられます。

ここまでの考え方の中で、移動販売車の充実とか、宅配、買い物代行など、今後も必要な買い物弱者の対策であると私も捉えております。本市の買い物弱者対策支援の究極は、いつでも自宅の電話で生鮮食料品などを発注することができて、

自宅まで商品を届けてもらう、この仕組みづくりであると私は考えます。

市内のスーパー、大型ショッピングセンター、卸・小売事業者等の参画を得て、電話一本で生鮮食料品などを発注し、宅配により購入できる仕組みづくりを構築していただきたいと、このように思っていますが、市長、いかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、先ほどのどういう手段があるかという中で、市内のスーパーマーケット等では、店舗で購入された商品を有料、あるいは条件つきで無料配送するサービス、これを行っている店舗がございます。

一方で、会員制の購入及び宅配サービス、こういったもの、ございます。あるいは、インターネットや電話、ファクスなどで商品を注文して、宅配で受け取るサービス、これを行っている事業所もございます。

こういった事業所があるということの中で、一方で、移動販売車、これにつきましては、地区を巡回し、食料品や日用品の販売を行っている事業者もありまして、地区住民はさまざまな形で、自分に合ったサービスを利用しているのが実態であります。

議員御提案のありました電話一本で注文し、配送をいただけるサービス、この仕組みづくりにつきましては、一部の事業所で実施している事例もありまして、今後、地産地消、こういったもの、要するに、生鮮食品等も含めまして地域密着のサービスとしての実施について、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

ただ、実質的に、こういう事業をやっているところが現にあるわけなんですね。それをまず第一に、買い物弱者と言われている方々がこういうもの、サービスがありますよということを御存じなのかどうかという、私はそこがまず大事だと思います。そこをやっぱりきちんとお知らせするような、そういう広報というものがなきゃならないと。

一方では、やはり人口の少ない、非常に飛び飛びの、そういうまちです。そういったときに、事業所と一応タッグを組むためには、やはりどうやってその事業所と交渉するかという話だと思います。

実を言いますと、この事業につきましては、私、以前勤めていた会社においても、有料であるか無料であるかというのは、要するに配送サービス、買い物を買ってもらったときにお昼に届ける、お昼までに買ってもらうときに夕方届けるとか、そういう仕組みづくりというのも関与してまいりました。

宅配の場合、1週間に1回とか、週に2回とか、電話一本あるいはパソコンを使って注文するという、そういう宅配事業というのも立ち上げて、一応、ノウハウだけは持っておるつもりでおりますので、やはりそういったことも含めて、事業者とどうやって連携をするかということも非常に重要な話。この二つをきちんとしていかないと、正直に申しまして、非常に難しいんじゃないかなと。

だから、要は、どうやって皆さん方にサービスを知っていただくか、こういうサービスを利用していただいて、彼ら事業者として協力いただけるか、この二つをやっぴりきちんと精査していかなきゃならないんじゃないかなと、私自身は思っております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） お話があったように、一部の事業所では、紙ベースで注文して、宅配すると。このことについて、私も否定するものではありません。現状では有効な買い物弱者の手段であると、このように思っています。

ただ、高齢になって、詳しいそのペーパーをチェックしたり、それを週に1回とかというふうな段階、繰り返し行わなければならないという面倒さがやはり高齢になるとあるのではないかと。やはり地元で簡単な方法で注文して、宅配してくれと、そのような思いを私は持っています。

次に進みます。

地産地消を拡大する、その意味からも、尾鷲でつくられた野菜、尾鷲で水揚げされた鮮魚、尾鷲で加工された乾物、干し物などを市内で購入、消費していただきたいと、それで、市内経済の循環を活性化させるなどさまざまなアイデアを組み入れていただきたいと、このように思います。

買い物弱者応援マニュアルでは、山形県酒田市において、某新聞販売店が地場産品の配達サービスを週1で開始。この事業は、住民が新聞販売店に電話で商品を依頼して、販売店が地元商店や生産者に発注、住民に宅配する仕組みであります。

岡山県笠岡諸島では、NPO法人まちづくり協議会が大手ショッピングセンターと連携して、宅配サービスを実施しています。

東京都稲城市では、NPO法人が会食交流会・配食サービスを実施。会食交流会は、市内各地域の公的施設9カ所で、参加費300円で食事と交流を月11回実施、配食サービスは、1食620円で、週1から希望者に5日まで配達をする、などがマニュアルで紹介をされております。

特に周辺地域では、階段状の地形による住宅事情とともに、高齢化による腰痛、膝関節痛などにより歩行困難な方もみえます。介護を伴う高齢者住宅に入居できない方や、介護支援を受けられない方などは、生活必需品の購入など日常生活に支障を来すおそれがあります。

買い物弱者対策支援は、本市に住み続けるために重要な課題であります。地域の実情に合った仕組みづくりが必要であり、地産地消を含めて自動継続できる制度設計に早い時期に取り組んでいただきたい。市長、再度、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 買い物弱者に対する支援につきましては、議員も御指摘のように、経済産業省の調査報告書におきまして、その実態と解決に向けた取り組みが報告されているわけなんですけれども、その中で、単に買い物の不便さだけではないんですね。こういった問題だけではなく、その先のことを考えると、まず、買い物の頻度の低下によるひきこもり、家でじーっとしているわけなんです。だから、行動を起こさないわけなんです、お年寄りが。

こういうひきこもりや、生鮮食品が買えないことが要因となる栄養の偏りというのがある。こういったことのリスクがあって、強いて挙げたら、要するに、医療費あるいは介護費、こういったものの増加といった問題に発展する可能性を抱えているという状況でございます。

こういうような問題を未然に防ぐ意味としての買い物弱者対策は地域包括ケアシステムの重要な課題であると、私は認識しております。

地産地消という、非常に難しいんですよ、これ。それは後ほどあれしたいんですけど、議員の御提案の電話による宅配とか、高齢者が利用しやすいように、もう面倒くさくない、簡単に利用できるような、そういうサービスの構築を含めて、地区の実情に合わせた多様な生活支援体制の検討を重ねていく中で、先ほどおっしゃっていましたが地産地消、これを含めた継続可能な仕組みづくり、非常に難しいと思います。

でもしかし、これをうまくやらないと、やっぱりおっしゃっているように、本当にそれが最終的には、私も地産地消を含めた継続、こういうような買い物支援というものを必要だと思っています。

ただ、しかし、こういうものを、生鮮どうのこうのというのは、つくってくれている人が多いんです。あります、尾鷲にもたくさんこういったものをつくって。じゃ、つくって、つくりませと言うぐらい。恐らく賛同いただける方は多いと

思います。それを取りまとめて、どうやって宅配するかという、私はここがポイントだと思っております。

その辺のところも含めて、要するに、早急にスピード感を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 市長から今、地産地消を含めるということがかなり難しいという発言がありましたけど、確かにそうなんです。ただ、それを含めてやるという事業は、やはり尾鷲市に住み続けていくためには必要なことではないかと。

例えば、火力跡地の利活用についても、水耕栽培の野菜等が栽培できれば、このような手法もあり得るのではないかというふうな感じがしております。

多種多様の問題を解決していくには大変なエネルギーを必要としますが、市民の暮らしを守るため、ぜひ施策の推進に頑張ってください、このように思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 答弁、よろしいですか。

8番（仲明議員） はい。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は10時50分からといたします。

〔休憩 午前10時40分〕

〔再開 午前10時50分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、見苦しい、ちょっとうつとうしい顔になって申しわけございませんが、通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、項目1は、森林経営管理法についてです。

この法律は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図り、経済的に成り立たない森林について、市町村がみずから経営管理を行う仕組みを構築する必要があるとされております。

このためには、経営管理の責任を明確にする。実行できない場合は、市町村が

経営管理の委託を意欲と能力のある森林経営者に再委託するとなっております。
以上の二つが再委託できない場合は、市町村が経営管理を行うということです。

そこで1点目、この法律は本年5月末に成立しまして、施行期日が来年、平成31年4月1日からとなっております。政令、省令など、詳細は公布されておられません、現在までの取り組み状況についてお伺いします。

2点目、この法律は努力規定ではなく、義務規定となっております。大変申しわけないんですけど、一般質問票では「義務規定」と誤謬をしておりますので、訂正をお願いします。なっております、この第4条で経営管理権集積計画、第35条では、農林水産省令の定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるとされております。

そこで、この計画の市のメリット、デメリットについて、また、県担当からの説明等、業務において気づいた点についてお答えください。

次に、2項目め、水道法の改正に伴う取り組みについてです。

改正案は、通常国会で提出され、参議院で継続審議となり、4日に委員会可決されました。昨日、本会議でも可決されております。それで衆議院に送付ということです。

今回の改正については、水道事業全体の経営統合、施設の共同設置、共同利用、料金徴収や施設管理などを一体化あるいは共同化を推進して、無駄なコストを省き、経営改善と削減につながることを目的としております。

そこで、1点目、お聞きします。市の検討状況はいかがですか。

2点目、この改正のポイントは何だと思えますか。今までの検討、あるいは県などの事前の説明会などを含めて、お答えください。

次に、3項目め、この質問に当たりまして、以前から残土処分については検討課題と考えていました。といいますのは、平成29年8月に、国土交通省が国・地方公共団体内部用として、「建設発生残土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」を公表しております。これにより、効率的な対策が講じられる可能性があることと、事案の発生や深刻化の防止につながればということを示しております。

ここ数日、新聞報道でも建設残土の処分について大きく取り上げられていますが、建設残土の扱いは全国的にさまざまな問題提起がされていますが、一方で、建設残土は建設副産物の一つで、三つに分類されますね。建設廃棄物、有価物、建設残土に、この三つに分類されると。

建設残土については自然物であり、有用物として利用の可能性があることから、廃棄物処理法の施行から厚生省では、土砂及び土地造成の目的となる土砂に準ずるとなっております。さらには、これらの事業は経済活動の一つでもあります。

そこで市長にお伺いします。

1点目、市に県外からの建設残土が投入されたときの対応についての見解を示してください。

2点目、事前の対応策を検討する考え方は。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 楠議員の御質問に対して御回答申し上げます。

一応、ジャンル、質問事項としては、三つの質問事項でそれぞれお答えさせていただきたいと思っております。

まず、森林経営管理法についての現在までの取り組み状況についてであります。

本法は、全国的に伐期を迎えている多くの森林があるにもかかわらず、放置され、林業の持続性や森林の多面的機能が損なわれることが危惧されることから、適切な経営管理の確保を図るため、市町村が仲介となり、森林所有者と意欲や能力のある林業経営者とをつなぐシステムの構築などを目的として制定されたものと理解しております。

まず、この法律では、市町村が集積計画を作成するに当たり、日常的に手入れを行っていないなどの森林所有者を対象に、意向調査を行うものとされております。

しかしながら、国においても、全域を調査するには余りにも時間等が必要となるため、地域の実情に応じた市町村において、集積を図ることが必要かつ適切と考えられる森林を対象にしながら、実施することが望ましいとされております。

そこで、本市におきましては、市内全域の森林の区域割りを検討し、長期的に意向調査を進めつつ、集積計画を立案していくため、県、森林組合などと協議を進めているところでございます。

森林経営管理法の施行についての第2問目、質問につきましては、本制度のメリットについてはどうなのかという。

メリットにつきましては、経営管理されずに放置されていた森林が整備されることにより、森林が経済ベースで活用されるなど、地域経済の活性化が期待され

るといふことと、さらに、間伐のおくれの解消や伐採後の再生林が促進され、また、土砂流出防止などの公益的機能が向上されることにより、災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全安心に寄与することが期待されます。

一方では、今後計画される事業を実施するに当たり、業務量の増大等が想定されるところでございます。このことから、地域林政アドバイザー制度を活用し、林業に精通している林業専門職員を採用するなど、当該制度に向けての体制整備が必要となってくるものと考えております。

次に、水道法の一部改正に伴う検討状況はどうなのか、改正のポイントは何だと考えられるか、この件につきまして御報告、御回答申し上げます。

水道法の一部改正に伴う取り組みについてであります。

現在、本市の水道事業は、市街地の上水道と、リアス式海岸沿いの浦々の集落ごとに八つの簡易水道を整備し、市民の皆様へ安全で安心な水の安定供給を行っております。

本市におきましては、過疎、高齢化による給水人口や、あるいは大口利用の減少により給水収益の減少が続く一方で、高度経済成長期に整備した施設の更新や、あるいは耐震整備への費用が必要となり、今後の経営状況は厳しくなることが想定されております。

そういった中で、将来にわたり安全で安心な水の供給を継続していくため、現状を把握、分析し、今後10年間の施設整備・投資計画や財務状況について現在検討を行っているところでございます。

今回国会に提出されている水道法の一部改正につきましては、現在、全国の水道事業を取り巻く厳しい環境への対応策として事業の基盤強化を図るため、広域連携の推進と官民連携の推進などの措置を講ずるものであります。

本市におきましては、地形的な要因からハード面の統合はできていないなどの課題はございますが、水道法改正後に国や県などから支援策などの詳細な情報が出てまいりましたら、市民の皆様への安全で安心な水の安定供給に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、官民連携の推進についてであります。

この官民連携の推進といたしましては、水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者に設定することにつきましては、実は言いますと、まだ業務の詳細が確定しておりません。そのため、水道料金や水質など、市民の皆様へ直接影響を及ぼすおそれのある部分につきましては、今後、国などから示されると思われ

る具体的な業務範囲や役割の詳細な情報、こういったものを注視してまいりたいと思っております。

次に、建設残土の扱いについて、まず、県外から建設残土を投入されたときの対応についてであります。

建設工事から発生した土砂、いわゆる建設残土は、国が定める建設リサイクル推進計画に基づき、みずからの工事内や他の建設工事、または建設工事以外の用途に有効利用の促進が図られているなど、資源として取り扱われている側面がございます。

一方で、昨今では、本市を含む周辺地域において大量の土砂が搬入され、造成されている事案に対し、環境への影響や崩落等に対する懸念の声が高まっていることは十分に認識いたしております。現状の対応といたしましては、県内外からの搬入にかかわらず、その目的や計画の位置等に応じ、関係する法令等に基づいて対応を行うこととなります。

例えば、生活環境や自然環境の保全の観点からは、土壌汚染対策法や廃棄物処理法による規制、その他には、尾鷲市水道水源保護条例などによる対応が考えられます。また、土地の形質の変更による災害防止の観点からは、宅地造成等規制法や森林法、砂防法等による規則や、景観保全の観点から、景観法の手続等が適用されることとなります。

次に、事前の対応策を検討する考えについてでございますが、県外から土砂の搬入に関しては、多岐にわたる法令等にかかわる関係各課や関係機関が連携しながら対応する必要があります。

本市としましては、適切な対応が可能となるよう、必要な体制づくりを進めながら、それぞれの案件に対して関係法令等に基づく審査や確認を適切に行ってまいります。

一方で、現在の法体系の中では、土砂を搬入する計画位置や規模により、関係する法令等の適用範囲に該当しない場合や計画の届け出のみとなる場合などで、市町において内容の把握や指導が十分にできない場合もあると考えております。そのため、県へ広域的な対応を働きかけるとともに、周辺自治体と連携しながら土砂の搬入に関する他の先行事例等の情報収集に努め、建設発生土の適正処理に向けた実効的な対応方法について検討を進めてまいります。

いずれにしましても、周辺住民の皆様の生活環境の保全や暮らしの安全安心にかかわる重要なものであるとの認識のもと、周辺の住宅や河川、道路等への流出

や崩落など、周辺への影響に十分に留意しながら、現地の状況を注視してまいりたいと、このように考えております。

以上、御質問に対する御回答をさせていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、簡単なことなんですけど、森林法の第10条の5、市町村は、その区域において、地域森林計画を定めると。これについては1期10年、5年ごとの見直しということになっています。

今回、見直しはされているんですけど、議会のほうに報告がされなかったのは何か理由があるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） まず、尾鷲市森林整備計画につきましては、県が定めております地域森林整備計画の対象となる民有林につきまして、地域の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業を定めたものでございます。

今回の改正につきましては、県が定める地域森林計画の変更に伴いまして本計画の変更を行い、森林法の規定により広く市民の方から意見を聴取するために、30日間、水産農林課内におきまして計画案を縦覧できる旨を公告しており、その後、ホームページにて公表もさせていただいております。

また、議員の御指摘の行政報告につきましては、標準伐期、また、植栽本数など変更などが生じた場合に、また情報共有のほうにも努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 内容を見ると、数値的な問題、森林経営管理をしなきゃいけないような規模、そのあたりが改正されているだけで、ほとんど文面的には、内容が変更がないというところなんですけど、ここで一つ気になるのは、この地域森林計画をつくったのはいいんだけど、実際にちゃんと実行しているかどうかなんです。だから、今回の法律ができたんですね。不在地主だとか、いろいろな問題、ありますから。

だから、ふだんであれば、通常であれば、尾鷲市だけじゃなくて、ほかの森林を持っているところもみんなそうなんですけど、こういうことが計画もされて、

実行もしていない。しっかりやっていたら、この経営管理なんていう法律は多分できないんじゃないかと私は思うんですけど、いずれにしても、この法律は結構ハードな法律で、先ほど市長もおっしゃいましたけど、内容を見ると、この本文の43条で代執行とか、それからあと、今、適正な人材配置とか考えると、これ、担当課の方を別に責めるわけじゃないんですけど、相当前にやはりその組織内容をしっかり考えておかないと、まずいんじゃないかなと。

私もこの法律、読ませてもらうと、当然、仕事量、業務量がふえますから、人員増、これは考えなきゃいけないんじゃないかと。それがもう、これから3月、4月に向かって人員、要求したいんですけど、いかがでしょうかと言っても、間に合いませんよね。こういうものが5月に公表された段階でしっかりとこの法律の中身を検討しておかないと、いきなり林業専任の職員なんてどこにいるんですかという話になるんですよ。

そこで聞きたいのは、副市長に振るんですけど、県職として、こういう関係法令が出たときに、そういう組織内で、何とかなるのかどうするんだという指示とか指導とかというのはやられていないんですかね。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 議員の御指摘のとおり、今回の森林経営管理法における市町村の役割としましては、経営や管理が行われていない森林についての情報収集であるとか、意向調査、それから、それをもとにした集積計画の作成を行った上での意欲と能力のある林業経営者を再委託するなど、非常に幅広い業務となっております。また、その過程におきまして、所有者不明森林であるとか災害等の防止措置などを考慮するための専門的知識を持った職員による業務体制の構築が必要になってくると思っております。

そのため、本市におきましてこの法律を運用していくに当たって、地域林政アドバイザー制度の活用であるとか、県による森林経営管理事務の代替執行及び国や県からの助言、指導、情報の提供及びその支援の方法など、他の自治体からの情報収集に努めながら総合的に検討してまいりたいと考えておりますし、県のほうもこのあたり、法律の改正に当たっては、国からの情報収集を踏まえて、市町に対しての情報提供というのを行っておると思いますので、その辺はしっかりと連携をとってやっていきたいなと、こんなふうに思います。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） せっかく副市長でその席に座られているので、ぜひ県のほうにも、いきなり市の職員を採用するというわけにはいかないの、県の職員なりを支援していただいて、長期にはならないでしょうけど、そういうところの工夫もしてもらいたいと思います。

というのは、この森林経営管理もしっかり読んでいくと、尾鷲市にすごいメリットがあるんですよ。というのは、経営管理がちゃんとできれば、間伐だとか枝落としだとかいろいろできますので、それ、どこにつながると思います。

今、これも副市長、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） しっかり間伐等であるとか、それからあと、主伐の後の植林とかというのは、尾鷲市の林業振興にもつながりますし、また、今、おわせの S E A モデル等で検討されています木質バイオマス等にもつながっていきますので、非常に今回の法律というのは、本市が有効活用するということでは、有効な、むしろ後押しになるような法律だなと、こんなふう考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） しっかりと答えていただいたので、安心しました。

バイオマスの中電がやりたいと、発電をですね。そうすると、森林経営管理法に基づいて、しっかり森林を管理してやっていけば、市として、あるいはそこにかかわる人たちの仕事にもつながる、収入にもつながってくるということなんですよ。

現実に今、報道でもありましたけど、中電は 2,000 キロワットのボリュームでやるとなると、相当な量が必要なんですよね。ところが、今、ほかの地域を見ると、海外から輸入してやっているところなんですけど、ところが、まずいことに、東南アジアでいろんな日本の企業がまた木を切り始めているということで、世界的に問題になりそうなこともあるんですよ。

であれば、しっかり経営して、この周辺の材料を使って発電すれば、経済の活性化につながるということを忘れないでこの経営管理法を運用してもらいたいなと思いますし、あわせて、職員の皆さんの力量もしっかりバージョンアップしてもらって。

というのは、まだ植林されていないところもありますよね、あちこち見ると。それとあわせて、地積も関係あるんですよ。今回、この森林経営法で所有者の確認をすることと、それからあと、その場所を確認するには、地積をとらなきゃい

けないですよ。それについても今はGPSで幾らでもとれるんでしょうけれども、立ち会いだとか、いろんな面で、やっぱり人が必要になってくるということをおわせて、短期間にはできないにしても、しっかりそれを見据えて、この管理法をうまく活用する。場合によっては、この運用をしていく中で、国からの支援とか、県の支援がたくさん出るかもしれませんし、この辺の活用をふだんの業務の中でそういう方向性があるのかどうか、しっかり情報をとっていただきたいなと。

というのは、ちょっと辛口で申しわけないんですけど、とある県の方に、尾鷲市の職員がなかなか、いろんなこと等があっても相談に来ないと。何かあったら相談に来てくれればいいのにとおことを言われて、ああ、そうですかということをお返答したんですけど。

やはりこの法律案とか出たときは早目早目に、国から情報が出ないんだったら、県が事務所を持っているはずですから、東京に、そういうところの情報をどんどんもらいに行って、先手先手を行けるように取り組んでほしいなというふうにお思いますので、経営管理法については今後の楽しみなので、しっかりと尾鷲市の経済のために、この法律を活用してほしいなというのが本音です。

いずれにしても、森林整備計画ということではなくて、楽しい内容もありますし、そこから、経済があるということはお人が集まること、また、子供たちの活動にもつながってくるということと、森林経営のいわゆる経営者としての意識がもっと上がるのかなというところもありますので、ぜひその辺の取り組みをやってほしいなというふうにお思います。いろんな法律の案としては特例等もありそうなので、その辺はよく皆さんで検討なり勉強をしてほしいなというふうにお思います。

これについては、1点目について終わります。

次、2点目、水道法の改正は、きのう、おとといあたりから、国会のほうどたばたして、反対だ、賛成だというふうな状況なんですけど、コンセッション方式で民間に委ねるということは、結局、公設民営。

だけど、先日の衆議院の自民党の方の発言、担当者の発言だと、水道料金なんかも上限を決めてコンセッションをやるんだということなんです。現実には、そんな、民間の方が金額の設定を受けてできないでしょうね。商売をしなきゃいけないんですから。利益を上げなきゃいけないんですから。そういうことを考えると、ちょっと私は不安があるのかなと。

市長もいろいろ、先ほどの現状課題とか言いながら、注視していくというお話

だったんですけど、基本的に、このコンセッション方式をやると、海外では、もうニュースでも出ていますけど、水道管は直さないわ、破裂しても知らん顔、汚れても知らない、そういうことが報道されて、ほとんど、いわゆる民営化したんだけど、民営化って、コンセッションで経営してもらったんだけど、戻しているという状況でもう260の事例があるわけなんですけど、それも踏まえて一番気になるところは、国の人口規模のコンセッションが使えるかどうかってんですよ。

専門家の話ですと、5万人以下には多分来ないだろうと、だから言っているんですけど。ところが、国の考え方、総務省とか、自治省の考え方は、いわば地方再生の人口規模を20万人規模にして、だから、昔の郡じゃないですけど、大きく合併して、中心に設けて、そこから枝的に、各に城があるような考え方なんですけど、そこまでやると、多分、そういう話は出てくるとね。

そのとき、郡なのか、市なのか、名前が変わるかどうかわかりませんが、ただ、安心していけないのは、日本の水っておいしいですから、やはり皆さん、市民に売る分はとんとんでも、ペットボトルで売ったらぼろもうけができるというようなことも考えている事業者だっていると思うんですよ。今、日本で動いているのはいろいろ、フランス系の会社ですけど。

そういうことも踏まえて、市長が今言っている、国の方向とか、政令、省令とかが出たときに注視するということなんですけど、広域連携であめ玉が出るという情報も出ていますから、そういうときになったときに、本当に民営化という意思があるのかどうか、その辺だけちょっとお答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） この問題についても、私なりに勉強はさせていただきました。

いろんな資料を取り寄せながら、いろんな報道もされておりますし、今の政府の、国のほうではコンセッション方式で民間に運営を委ねるといふ、そういうことで、国会のほうで議論されていると。恐らく、きょうには決まってしまうんじゃないかななんて思うんですけどね。

まず、官民連携のこの推進につきましては、水道施設に関する公共施設等の運営権、これを民間事業者に設定するというような、こういう案が出ているわけなんですけれども、ただ、どういう形でやるのかというのは、業務の詳細な確定というのがまだ何も決まっていないと。

そこで、一概にどうなのかというようなことは発言はしにくいんですけども、

今考えた場合に、正直に申しまして、楠議員おっしゃっていましたように、日本の水はおいしいと。この前、あるところによると、全世界193カ国の中で、要するに、水道の水を飲める国が16カ国。アジアにおいては、日本と、たしか西南アジアのバーレーンか何かの2カ国しかない。それで、要するに、主なところではアメリカもだめだし、英国もだめだし、フランスもだめだと。あとは北欧のところと。それぐらい日本の水はおいしくて、安全安心だというような話を聞いています。

それで、もう一つ、聞いた中では、さっき、楠議員が広域化に伴う中で、20万人というような。私は50万人と聞いているんですね。それがどうだとは別としまして、広域化するということは、今、東紀州でせいぜいいったって、もう五、六万の話なんですよ。五、六万のところでは水道事業をやっておいたら、みんな真っ赤っ赤の赤字だと、こんな状況なんです。

それで、今度は50万となったら、どこからどこまでなんですかと。松阪ぐらいから一つと紀宝町、御浜町ぐらいまで行って、広大な、そういう。そういったところ、広域化をすることによって、本当に水道事業がうまくいくのかどうかということはわかりません、正直に言って、どうなるか。要するに、想像もつかないんですね。

私どもとしては、そういう業務の詳細が確定しておりませんから、そのため、水道料金や水質ということは、やっぱり市民の皆さんに直接影響を及ぼすおそれのある部分なんです。したがって、今後、国がどういうことを形の中で示されるのか、具体的な業務範囲はどうなのか、役割はどうなのか、そういう詳細な情報というものを注視してまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 先ほど市長がおっしゃった50万というのは基本的に、採算ベースの合う、いわゆる政令市以上のところで、特に話題になっているのは浜松。ここが50万あるので、下水はもう既に委託していますから、今度は上水ということで、いろいろ、この方面では騒いでいるようですけど。

基本的に、今、人口の話をしたのは、多分、これは私の予測じゃないですけど、国ももう地方に補助金をいっぱい出してもしょうがないと。本音はですよ。だから、20万人規模のところには、相当プレッシャーをかけるんじゃないかと思うんですよ。

50万は、浜松は手を挙げたけど、ほかの県も同意しているところも結構あり

ます。ところが、今現在までの情報だと、新潟県と福井は、これは反対だという表明はしています。その他の26都府県は賛成と。それ以外は、三重県の場合、まだ表明していませんよね。何も意思も表明していない。ですから、20万人規模というのは私たちの想像を超える、行政エリアの考え方を変えていこうかというところもあると思うんですよ。

そういうのは何十年先か、まだ何年先かわかりませんが、ただ、そういうことになったときに、民営化に至るコンセッションによって、市民の大切な水が大切どころじゃ済まなくなると、今、せつかく、10立米以下でしたっけ、1,088円が2倍にも3倍にもなってしまうというところ、現実にはどこかのまちでもあるんですよ。とても住める状態にならないと、年金受給者がもう水道料金も払えないということもあるので、その辺はしっかり、市長の時代なのか、また次の時代になるかわかりませんが、やっぱり市としての基本姿勢をしっかり進めてほしいなというところがありますので、先ほど言った注視をするということなので、今後、この内容、政令、省令が出たら、さらにまた質問させていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、広域連携で、国は平成の合併じゃないですけど、気持ちいいあめ玉を用意しているようですから、それに乗るのか乗らないのか、その辺はしっかりと、今後の行政運営の中で考えていただければなというふうに思います。

それでは、3問目の残土の関係なんですけど、先ほど、いろいろ市長も検討していくということと、県にもいろいろ今後の県としてのあり方を聞きながら、考えていかなきゃいけないだろうという発言がありましたので、その辺については安心したところなんですけど、適正な誘導の取り組みについては、先ほど説明した、国が今年の8月に公表した内容で、いろいろ内部資料として出しているんですよ。

結構、やはり大切なことを書いてくれているんですよ。これについては、後半のところ、**「新たな問題に対する土砂条例の制定等」**についてということで、この資料を含めて、対応策を検討しなきゃいけないだろうと。

不適切な状況というのは、不適切はどうかというのはまだ、先ほど市長がおっしゃったように、関係法令がたくさんありますので、どれが不適切かというのは市職員の方も私たちもなかなか判断、難しいんですけど、そういうところの関係だとか。

それとあと、危険性、あらかじめ土砂災害が起きるんじゃないかとか、いろい

ろ、そういう危険性。

それとあと、一番問題になっているのは崩落事故。これについては、基本的に、宅地造成等規制法と市長のほうからお話がありましたけど、盛り土のボリュームだとか、勾配の関係だとかというお話だと思うんですけど、そういう、日ごろから十分な研修等を実施しなさいよということで、対策を講じなさいと言っています。

実際に、国の報告では、平成13年以降、崩落事故が14件の事例が報告されております。大きいのは奈良でもありましたけどね。逆に、それに対して、土砂条例を制定しているのは20都府県。だから、条例なしは27道県ですね。関東では、当然、もう8都県。もうどこへ持ってっても持って行きようがないような状況です。関西では4府県で、隣接する和歌山も制定しています。あとは四国とか九州の北部、福岡県とかの一部なんですけど。

いずれにしても、条例で私は言いたいのは、何でも規制できるという話じゃないですよ。最低限のことをやってもらいましょうということなんです。

おもしろい条例の中は、政令市でありますけど相模原市、群馬県の板倉、茨城県の茨城町では、補償金を納付してもらっているんですね。基礎金、プラス立米幾らという計算で幾ら、一応預金しておいてくださいと。それを担保にして、じゃ、事業をやってもいいですよ。終わったら返すんですけど、定期預金みたいなものなんですけどね。

そういう事例もありますし、伊賀市では、市外の土砂等について、市内の埋め立てを行う場合について、土地所有者とか事業主の責任をうたっている条例なんですけど。

ちょっと伊賀市の条例を見ると、本文には、下から何行目か何かに「規制」と書いてあるんだけど、内容は規制じゃなくて、こういうことをやる場合はこういう手続をしてくださいと言っているなので、規制という言葉はあの中にはそぐわないなとちょっと思ったんですけど。

いずれにしても、これからいろいろやられることについても、やはり市民の安全安心とか、それからあと環境の配慮とか、いろんな面でつながると思うので、その辺を含めて、今後、県への要請行動とかいろいろあるかと思うんですけど、場合によっては、県はいや、もう地方自治は皆さんでやってくださいよということでやるんだったら、市としてもやらなきゃいけないということも含めて、上級官庁の指導監督を仰ぐということは大切なことなので、その辺、副市長、これか

ら県への、要請という言葉は失礼ですけど、いろいろ相談事については、それで
どういう対応をされますか。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 今回の建設残土については、いろんな法律が関係してきます
ので、例えば、県のほうでは建設事務所であるとか、それからあとは県民局の環
境課であるとか、関係部署、たくさんありますので、そのあたりとは情報共有を
させていただきながら、そしてあと、今回、いろんな問題の中では広域的な部分
ができないのかということも含めて、対応させていただいています。

あと、県議会のほうに、27年2月の定例会で、三重県の残土条例制定を求め
る請願というのがありますので、その辺、県がどういうふうな対応をするのかと
いう情報も収集しながら、県には何とか残土についての問題に対する対応につい
て相談させていただきながら、適切に動きをしていきたいなど、こんなふうに思
っております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 何で私、これ、聞いたかということ、今回の参議院の第51号で、
土砂等の置場の確保に関する法律案が出ているんですよ。きのうはまだ審議され
ていなかったかなんですけど、これは都道府県が産業廃棄物以外の、いわゆる災
害の防止のために、自然災害とか、大規模な工事、いわゆる建設残土、有用に使
える部分については、ストックヤードを確保しなさいよということなんですよ。

これ、確保しなさいよといっても、確保するよう努めるものとする。法律案だ
からそうですよね。そうすると、県は、答えは努めますよ。これは義務規定じゃ
なくて、努力規定なので、やるかやらないかは県の判断ですけど。

ただ、あちらこちらで、都道府県で、いろんなところで条例をつくっていると
ころを見ると、やはりこの内容を見ると、それも含めて、こういう置き場の確保
をしなきゃいけないということになってくるんじゃないかと思うんですよ。

これも踏まえて、法案が通るかどうかわかりませんが、こういうことが出て
くるということは、仮に廃案になったとしても、考えなきゃいけないということ
なんですよ。

いずれにしても、これに対しては財政上の支援を進めなさいよということも入
っていますので、何らか、成立して、財政上の支援をもらって、しっかり対応し
ていくということがあると思いますので、ぜひ、いわゆる市民のための地方行政
ですから。といっても、経済活動をとめることはできない。

伊賀市も結構真面目に、当たり前の話なんですけど、条例なので、適用除外はしっかり書いてあるんですよ。いわゆる砂防法とか、森林法とか、農地法とか、そういう該当するものは基本的には別なんですよと。それは法律でもう対応できますから。その間のものを何とかしようと。なおかつ、規制ではないんですよね。

だから、規制とは言いながらも、規制ではないんだけど、じゃ、何で東京都、8都市圏の土がこっちに来ているんだと。新聞でしか、私は現物を見たことがないのでわからないけど、新聞紙上ではそんな書き方をしている。それだったら、逆に、いや、私たち、困るのでお返ししますということでもいいわけですよ。いや、ここに持ってきてもらっても、使い勝手が悪いので返しますと。

そういうところまでいかないにしても、やはりある程度の自然確保、環境確保、市民の安全安心というところを含めて、市長も最後、検討をするということだったので多少安心はしたんですけど、いずれにしても、今回の私の三つの項目の質問は、森林から始まって水と土という流れは、あくまでも森林経営はすること、水を守ること、それからあと土もしっかり対応すること、これが本来の経済活動の一環でもあるし、自然を守っていくということの一つなんです。

自然を全部守って、飯を食べないじゃないかというのはそのとおりなんですけど、そこをいかに経済活動の中で運用していくかということですね。全部、がさがさにやっちゃえば、回復なんか不可能なんです。そういうことも含めて、しっかり尾鷲市として何かアピールできるものがあれば、やってほしいなど。

あと、もう一つは、先日から皆さん、言われていますけど、持続可能な尾鷲市と、地域ということも。それを阻害することのないように、やっぱりしっかり取り組んでいきたいなど、やってほしいなどということが言われておりますので、環境省でもそういうことを述べていますので、その辺もよく見ていただいて、しっかり行政運営をしてほしいなどということ。

私のほうの、私の言いたい分は終わったんですけど、最後に、市長、基本的にその三つのことを考えて、尾鷲市は将来どういうふうにあるべきなのか。総合計画とかいろいろ書かれていますけど、市長の思いで結構ですよ。別に決まったこと、こうしますなんて言わなくて結構なので。やはり大事なところは、長年住み続けられるようなことを考えて、思いを答えていただければというか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、私たちは何のための行政をやっているんですかというような話なんです。誰のためという。

私は市民目線というような、まず、市民の皆様方がどういう考え方を持って、尾鷲市に対して望んでいること、あるいは不安に思っていること、いろんなものがあると思います。それをやはりきちんとした説明をもって御理解いただくと。あるいは、実行するところは実行しなきゃならないと。

だから、今回の水道法の一部、この法案が可決されたというので、やっぱりいろんな思いはあるんですね。今回の建設の残土の話についても、やっぱり大丈夫かな大丈夫かなというような。それに対してどう市としてきちんと行動を起こすか、あるいは説明責任をやるかと、これがまず大事だと思いますね。

それと同時に、その法律をうまく使う方法はないのか。さっき、議員御指摘ございましたように、やっぱりうまく使って、うまく尾鷲のあれに乗るといような感じですよ。それをぜひともやっていきたいと。

そのためには、御指摘もございましたように、もちろん職員の活性化ということも当然必要になってこようと思っておりますし、やはり、まず、何といたっても私の考え方は、一方では経済を活性化しながら、その経済を活性化した分をどうやって福祉に回すかというような、両輪の話というのは常に。これは全然、自分の方向性は変わっておりません。

そういう中で、この三つのことについて、やはりうまく使うべきものはうまく使おうと。でも、やっぱり徹底的に反対すべきところは反対しよう。でも、しかし、その中で、いろんな法律等々の、特に建設残土のほうについては規制がありますから、国の規制の中で条例としてどうするのかということも踏まえて、やはり我々としては、尾鷲市民の人たちがどういう思いの中でこの建設残土をやっているのかな。それはやっぱり、まず第一に、説明責任であるかな。常に市民目線を見ながら、答えるべきところはやっぱりきちんとした形の中で答えていきたいと。

一方で、先ほど申しましたように、森林と水道の話についてもうまく活用できれば、要するに、活性化というのが望めるんじゃないかという、そういう期待感も込めて、やはりこれは進行する必要があるんじゃないかと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 結構前向きな返答をいただきましたので。思いもありましたけど。思いもある程度、必要なんですね。

いずれにしても、今回、森林法は、特にバイオの関係、これはしっかりやってほしいなど。連携すれば、本当に経済の一つにつながっていくと思うんですよ。

土地の所有者も、じゃ、俺も頑張るよと言ってくれる人もたくさんいると思いますので、ぜひその辺はしっかりと取り組んでほしいというふうに思いますし、また、条例検討についても、さまざまな条例があります。尾鷲市にふさわしいもの、あるいはまた、事業者との関係を含めて、やっぱりしっかりヒアリングしてやっておかないと、ただよそ見していると、どんどん土が入ってくるということにもなりますし、それはただ、関係法定、手続が終わっているわけなので、その辺、また県としっかり連携をとって考えてほしいというふうに思いますし、それによって、風評被害とか、そういうことがないようにしてもらいたい。

そうしないと、漁業の人も困るし、山を持っている人も困るしと、いろんなことにつながってくると思いますので、そこだけは、風評被害が始まったら、福島じゃないですけど、もう青息吐息では済まなくなっちゃうと思いますので、そういう点も踏まえて、いろいろ皆さんで、執行部のほうも考えていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（三鬼孝之議員） ここで、休憩いたします。再開は13時10分からといたします。

〔休憩 午前11時36分〕

〔再開 午後 1時10分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） この9月から10月に、台風による風と雨による災害が幾度もこの地方を襲い、多くの被害に見舞われました。まだまだ瓦等の修繕ができなくて、ブルーシートをしている家が多く見られます。

また、10月7日、8日には、来年3月に閉校される三木里小学校、三木小学校の最後の運動会があり、多くの参加者で本当に楽しい時間を過ごしました。

11月は、ことしも大いににぎわった尾鷲節コンクール、ツーデーウォークのイベントが集中している月でもあります。いずれも天候に恵まれ、皆さんに喜んでいただけたと思います。イベント準備に御協力いただいた皆さんや職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

一つ目は、バリアフリーについてです。

私たちの住まいとまちについて、どうあるべきかを考えてみたいと思います。

尾鷲市は、坂道や段差の多いまちです。特に輪内地区や須賀利地区では、石段や細い路地を生活道路としています。高齢者の方も多く、障害者の方には日ごろの移動には苦勞が絶えません。海岸や急な坂道には手すりをつけていただいておりますが、車椅子での移動はかなり厳しい地域です。

急な坂道や階段に手すりをつけるのは当然ですが、細い路地でもでこぼこがないようにすれば、介助者がいなくても1人で移動でき、高齢者や障害者の方が日ごろ移動できる範囲が広がれば、心身ともによい影響が出るのではないのでしょうか。便利に安全に快適に生活するためのバリアフリーについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

二つ目は、休・廃校校舎の利活用についてです。

私は現在休校中の北輪内中学校卒業生です。閉校当時は港町に住んでおり、月1回ほど実家に帰る程度で、閉校することに関しては感慨深いものがありました。時代の流れと生徒の減少では仕方がないのかなとの思いでした。

しかし、今、三木里に住んでいると、年数回の中学校の除草作業やその他の行事で中学校を訪れることが多くなり、また、中学校の前の道をよく車で走ります。学校施設の傷みぐあいがひどくなっていくのを見て、いつも寂しさを感じています。

私は須賀利小学校、梶賀小学校、古江小学校、また、市長が卒業された九鬼小学校、九鬼中学校には、以前、仕事で伺っていました。尾鷲市には、木造校舎や鉄骨の校舎で、使われていないけれどもすばらしい建物が多く存在します。このような建物も、地域の財産として生かす方法を考えていかなければならないと思います。

来年3月で三木里、三木小学校が閉校となり、両小学校は休校となります。尾鷲市の財政難もあり、本年1月に加藤市長の決断で、両校の賀田小学校への統合が決まりました。教育委員会は統合の準備や各種協議に日々当たられていると思います。しかし、閉校後のことが何も聞こえてこない状況であります。

尾鷲市は財政難で厳しい状況ではあります。また、地区においては、人材も不足もしています。そういう状況の中で、尾鷲市役所には多くの優秀な職員の方がいます。ぜひ知恵を出していただき、校舎利用を提案していただきたいと思っております。

加藤市長は校舎の利活用についてどのようにお考えか、お聞かせください。

三つ目は、情報発信についてです。

私が議員となりました昨年度より一般質問で取り上げさせていただいているホームページの情報発信について、その都度、少しずつの手直しはしていただいておりますが、SNS発信は何度もお願いしてはいますが、開始していただけていません。

また、来年度はホームページの更新年度ではないでしょうか。来年度、ホームページをリニューアルの予定であれば、なるべく早く、尾鷲市としてどのようなホームページにするのか、詳細の検討を行うべきと考えます。

SNSについては、以前より市民向けにツイッターを開始してほしいと要望しておりましたが、いまだ開始されていません。9月、10月の台風被害のような場合、いつも持っているスマートフォンでの情報は重要です。

熊野市では、災害情報や福祉保健課からの身近な情報をツイッターにアップされています。今回の台風被害では、停電情報やJR紀勢線や国道42号線の通行どめなど、三木里に住んでいながら随分参考になりました。ぜひ早急に開始をお願いしたいのですが、加藤市長のお考えをお聞かせください。

以上、バリアフリーについてと、休・廃校校舎の利活用についてと、情報発信についての3点です。

壇上での質問は以上です。御回答、よろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、上岡議員の御質問に対しまして、御回答申し上げます。

まず、バリアフリーについて御回答申し上げます。

バリアフリーに関する法体系といたしまして、これまで鉄道やバス等の公共交通機関に加え、駅周辺の道路などのバリアフリー化を推進するための交通バリアフリー法、また、不特定多数の方が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化を促進するためのハートビル法があり、それぞれ高齢者や障害者の方などの移動や、施設利用の利便性、安全性の向上を促進するための取り組みが進められてまいりました。

しかしながら、さらなる高齢化への対応や障害者の方などの社会参加への対応等に向けて一体的、統合的なバリアフリー施策を推進するため、それら二つを統合し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリア

フリー新法が平成18年に施行されました。

また、県においては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例が平成11年に制定され、現在では、それらの基準に基づいて新たな施設の整備が進められるとともに、既存施設についても規模や構造、地形、敷地の状況、その他のやむを得ない理由があるものを除き、基準に適合させるよう努めることとされております。

一方、本市の道路は、その地形的な条件や住宅の立地状況から勾配が急な路地や幅員の狭い路地も多くあり、高齢者や障害者の方を初めとする市民の皆様に対して御不便をおかけしている箇所も少なからず存在していることは十分に認識しているところでございます。

しかしながら、全ての施設を抜本的に解消することは困難な状況であるため、自治会や区からの御要望に応じて現地調査や協議を行いながら、緊急性や優先順位を考慮し、手すりの設置や段差の解消、舗装の修繕などに順次対応している状況であります。

また、議員御指摘のとおり、高齢者や障害者の方が移動しやすいまちづくりを進めることは、利便性や安全性の向上のみならず、健康増進や自立支援にもつながる重要なことであると考えております。そのため、地域の皆様と十分に協議した上で、誰もが使いやすい施設になるよう努めてまいりたいと存じております。

次に、休校及び廃校施設の利活用についてであります。

現在、休校及び廃校となっている学校施設は、休校が小学校3校、中学校2校の計5校で、廃校が小学校4校、中学校1校の計5校であります。

休校及び廃校となっている10校のうち、曾根小学校跡地は輪内高齢者サービスセンター及び曾根コミュニティーセンター用地として転用が図られ、九鬼中学校の体育館は地域の方々に御利用いただき、同校のグラウンドは九鬼コミュニティーセンターの建設用地として活用しております。

また、古江小学校につきましては、株式会社モクモクしお学舎と賃貸借契約を結び、三重県型デカップリング市町村総合支援事業補助金を活用し、廃校となった古江小学校を有効活用する形で改造を行い、海洋深層水を活用した製塩製造施設として利用されております。

ほとんどの学校施設は、老朽化や耐震性に問題があるものの、平常時には十分使用できるものもあります。

しかしながら、利活用の内容によっては、改修費等の多額の費用を要すること

から、耐震基準などの安全性や、活用に伴う費用対効果等を十分踏まえた上で、地域の皆さんの御意見をいただきながら、利活用の方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、ホームページの更新及びSNSの活用についてであります。

現在のホームページは、平成26年9月から本市らしい雰囲気とインパクトを与え、興味を引くような総合のトップページを持ち、市民の皆様や観光客にわかりやすいように行政ページと観光ページに分けて運用しており、来年9月には更新を迎えることとなっております。

このことから、今後の更新方針について検討した結果、新規導入や大幅な刷新は多額の費用を生じることとなり、現在の厳しい財政状況を踏まえ、見送ることといたしました。

しかしながら、来年9月の更新に当たっては、可能な範囲で市内外の皆様がより見やすく、わかりやすいホームページとなるよう心がけ、一部、個人情報を保護するための暗号化などの改善を図りつつ、現在のホームページの一部を変更する方向で検討しております。

次に、SNSの活用についてであります。

情報化社会の進展により、情報の発信方法、情報の入手方法も多様化しており、行政機関といたしましても、議員御指摘のとおり、積極的にSNSの活用を図る必要があると認識しております。

現在、本市におけるSNSを活用した行政情報、イベント情報などの情報発信につきましては、一部の課で実施しているほかは個人に委ねられている状況であり、市として統一した運用を行っていないのが現実であります。

このことから、議員からお話がありました熊野市のツイッターの活用方法なども参考にしながら、現在、本市として統一のアカウントを作成し、各課が行政情報、イベント情報など掲載する仕組みづくりや、災害時などにおけるリアルタイムでの情報発信のあり方について、より効果的な活用検討を重ねているところであり、早期開設に向けて準備を進めてまいります。

以上、壇上からの御質問に対する御回答をさせていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 追加質問をさせていただきます。

今回の私の質問の中には、余り財政で補助をしていただきたいとか、お金をかけていただきたいのは極力なくしていますので、なるべくいい御回答をお願いい

たします。

先ほど市長に、バリアフリー新法ができるまでの経過を説明していただきました。

まず、身近なバリアフリーについてお伺いします。

特に市長も今おっしゃられていた、健康増進や自立支援へもつながる。バリアフリーをすることによって、このようにつながるとおっしゃられました。

私が日ごろ見かけるのは、高齢者の方がシルバーカー、手押し車で歩いておられることです。家の周りを散歩したり、お墓参りをしたりするときに手押し車を使用します。自分の健康のため、散歩をしているとよく聞きます。中には、けがをして、リハビリが終わり、その後も自分で歩くことができるように散歩をしている方もいます。車椅子の方も同じで、今まで介助する人が必要だったけれども、自分で車椅子で移動できるようになったから、自分の力で移動できるとうれしいという方もおられます。

その方々もでこぼこや傾いた道があると、移動が困難になります。

市長にお聞きします。大通りではなくて、細い路地に行くときに、中間で五メートル、10メートルほどの凹凸が、でこぼこがあって、1人で通るのが難しい。でも、頼んでも1年、2年かかると言われたら、どう思うでしょうか。

市長であれば、どのような対応をしていただけるのか、どのようなお考えなのか、お話しください。お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本当、小道といったところの舗装の修繕をどう考えているのかというような話も含めまして、市道の舗装修繕については常に、日常、職員の巡視、あるいは各自治体や各区からの御要望に応じて現地を確認するとともに、地元の役員の皆さんや関係者の皆様と協議しながら、要は緊急性や優先順位を考慮し、舗装については順次対応しているというのが現状でございます。

そのような状況の中で、議員御指摘のとおり、高齢者や障害者の方が移動しやすいまちづくりを進めることは、利便性や安全性の向上だけではなくて、おっしゃるように、健康増進や自立支援にもつながると、重要な取り組みであると認識はしております。それらの視点を十分に考慮しながら、要するに優先度をどうやって検討していくのか、そういったことも踏まえた上で進めていきたいと思っております。

そして、いずれにしましても、また、財政のどうこうのじゃないけど、予算が

限られております。その限られた予算での対応をやらなきゃならないわけなんです。そうなると、内容によっては時間のかかるような問題もあるでしょうし、非常に困難な場合もあるということは御理解いただきたくよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） なるべくその優先順位には十分気をつけていただいて、障害者の方とか高齢者の方が健康維持できるようなバリアフリーを推進していただきたいと思ひます。

では、次に、バリアフリー基本構想というのがあります。この件でちょっとお聞きしたいことがありますので、お話をさせていただきます。

「バリアフリー基本構想制度とは、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの総合施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のことです」というのが書かれています。

尾鷲市はこの市庁舎を含め、かなりバリアフリーがおくれていると思ひます。市庁舎は市民の方が誰でも来られる場所でなければなりません。外にあるトイレ一つとっても、雨降りのとき、身障者の方、車椅子からおりて、濡れずに入れますか。入れないです。ちょっとしたことなんですけど、車の移動を極力なくするような場所に車がとめられるようにするとか、その辺を十分考えながらやっていただきたいと思ひます。

尾鷲市の市役所の耐震工事、今、計画をされています。それに合わせて市役所に尾鷲市の市民の方がどなたでも気軽に来れるように、また、外のトイレを自由に使えるように、雨のときでも濡れずに入れるように、そのようなことを検討していただくお考えはありますか。お話しください。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 現在、本市庁舎の耐震化につきましては、先般の委員会の勉強会でも耐震補強でいきたいというお話をさせていただきました。

その際に、緊急防災・減災事業債の対象になるものは耐震補強だけということになっておりますが、議員言われるようなバリアフリー化、身障トイレについては、起債対象外となることから一般財源になるということで、今定例会の委員会

でも、その辺について委員の皆様の御意見を頂戴したいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） じゃ、一つだけ。

外にあるトイレ、身障者用の、トイレに入るのもちょっと斜めになっています。雨に必ず濡れます。これは以前から、多分、皆さん、御承知な方は御承知だったと思います。その辺だけでも必ず御考慮いただきたいと思います。これは市庁舎の耐震化以前の問題ですので、ぜひよろしくをお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

バリアフリーについて少しだけ説明をさせていただきます。

そのバリアですね。バリアというのは、わかりやすく言いますと、私の中では、一つ目、傾きの段差、車椅子使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入り口の段差等の物理的な障壁が一つ、バリアですね。二つ目、障害があることを理由に、資格、免許等の付与を制限する等の制度的な障壁。三つ目、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁、情報のバリア。四つ目、心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在として捉えられる等の意識上の障壁、心の壁、心のバリア。

この四つが私の中ではあると思います。このそれぞれのバリア、障壁をなくするのがバリアフリーだと思います。

そこで、この中で、心のバリアと情報バリアを少し話をさせていただきたいと思えます。

まず、心のバリア、心のバリアフリーについてお話をします。

これは回答は余り求めないんですけども、もしお話ししていただける方があれば、お話してください。

心のバリアは、三重県でも10月、三重県では平成30年10月1日、この10月1日、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例が施行されています。10月1日ですね。

「『心のバリアフリー』とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です」。

各省庁及び各自治体、企業や各種スポーツにおいても取り組みが進んでいます。全ての人に対する心の優しさが思いやりにつながるとされています。市長が常々、市民の皆様はお客様とおっしゃられています。市の職員で、心のバリアフリーの

取り組みをぜひ行っていただきたいと思います。

議員も、多分その中の、私は1人ですけれども、平成27年に議員提案でおもてなし条例を作成されておられます。

(発言する者あり)

5番(上岡雄児議員) はい。このおもてなし条例の心も、心のバリアフリーの一つです。企業が取り組んでいる、特に市長は御存じだと思いますけれども、阪急デパートなんかは、このおもてなしの心、バリアフリーと一体として取り組んでおられると思います。これも、私も議員の1人として、取り組んでいきたいと思えます。

また、水曜日の地方紙のコラムに、他県の地方議員の心ない言葉や、ネットでの心ない書き込みがあったとの記事が載っていました。

議員がなぜこのような言葉や書き込みを行うのか、私も地方議員の1人として、心のバリアフリーの考えを深めているところです。これからは子供から大人まで、心のバリアフリーについて学ばなければならないと思えます。

そこで、小中学校の心のバリアフリー教育についてお聞きください。

先日、12月3日に、輪内中学校で福祉体験学習があったようです。これも心のバリアフリーの一環だと私は理解しています。

文部科学省では、2020年以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳を初めとして音楽、図画工作、技術、体育などの各種教科や、特別活動等における障害のある人への理解を図る心のバリアフリーの指導や教科書等を充実させるようです。

このように、バリアフリーとは、ハード、ソフト両面あります。学校教育に心のバリアフリー教育が充実する前に、尾鷲市としても心のバリアフリー教育の重要性を認識していただきたいと思えます。

今、尾鷲市の教育の中で心のバリアフリー、もし取り組み状況、一言でも二言でもありましたら。どうでしょうか。

議長(三鬼孝之議員) 教育長。

教育長(二村直司君) 既に心のバリアフリーについては、平成23年度の障害者基本法が制定されて以降、我々としては人権教育あるいは道徳、そういう福祉学習等の中でバリアフリーの教育はなされておりますし、また、当然、福祉センター等の見学、また、心のバリアフリーの差別に関する問題、そういうようなものは、既に各学校で単元に設定して、取り組みを進めております。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ありがとうございます。

先日、ヘルプマークのテレビをNHKでやっていました。私もちょっと考えをまた新たにしたんですけれども、その方はヘルプマークを推進している協会の方で、見た目では全く判断できない、本当に普通の方なんですけれども、その方は文字、漢字が判別できないらしいんですよ。ですから、行政機関への書類の提出が読めないらしいんですよ。言葉は幾らでもしゃべれるし、できるんですけれども、文字が読めない。こういう方もいると。数学でも、計算ができない、数字の計算ができない。ほかのことは何もかもできるのに、計算ができないというような方もおられると。それをヘルプマークで身につけてお知らせするというテレビをやっていました。

本当にこういう方がたくさんおられるんだなと。というのは、発達障害の方々らしいんですよ。この辺の教育もしていかないと、全く見分けがつかないのに、頭がいい、悪いの問題じゃないんですよ。漢字として認識できないという障害なんです。この辺も教育で十分指導をこれからしていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

では、次の休・廃校施設の利活用について伺います。

本年1月に、加藤市長の決断で、三木里、三木小学校の賀田小学校への統合が決まりました。私は11月に2回、小学校を訪ねてきました。

1回は、お一人、同じ議員さんと一緒に行かせていただいたんですけれども、三木、三木里、賀田小学校の授業交流の見学をしてきました。1時間という短い時間制約があったので、移動距離を合わせると、三木里小学校と賀田小学校しか行けなかったんですけれども、三木里小学校では1、2年生の体育、賀田小学校では5、6年生の音楽を参観させていただきました。

2回目は、尾鷲市の小中学校全てで行われた京都フィルの演奏会があり、16日の午前中が三木里小学校でしたので、演奏を聞かせていただきました。演奏もすばらしく、ソプラノ歌手が1人おられたんですけれども、すばらしい高音で魅了されました。

ただ、この小学校が今あるから、こういう行事、京都フィルでも来ていただけますけど、なくなれば、もう三木里小学校へこういう京都フィルのすばらしい演奏に伺ってくれるようなことはなくなります。

賀田小学校への統合という重い決断を尾鷲市はされました。ぜひ利活用、地域

の方が一体となることができるような利活用、提案をお願いしたいと思います。

その中で、一つ早急に作成をしていただきたいのがあります。学校施設の計画的活用を図るために、先ほど市長おっしゃっていただきましたかね、休校及び廃校の取り扱いについての基準を設けるものですね。休校、廃校の取り扱いについてというようなものを作成していただきたいと思います。

その中の一文には、ハード、ソフト両面からの事業展開や民間活用をどうするのか、また、尾鷲市の庁舎の中でプロジェクトチーム、どういうふうにつくるのか、こういうことまで含めた休・廃校の取り扱いについてという書類をつくっていただきたいと思います。単なる教育機関での取り扱いではなくて、こういう全てを含めた取り扱い規程を早急につくっていただきたいと思います。

ぜひお願いしたいんですけれども、市長、どうでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） この問題については、私も非常に、今、休・廃校になっている学校の実態を見ながら、今後、どういうふうな形で活性化というか、再利用するのかということも含めて、あるいはいろんな方法もあろうかと思うんですけれども、おっしゃるように、基準はきちんとつくらなきゃならないと思っております。

それと同時に、まず、副市長を長としながら、要するに、市有財産もそうなんですけれども、学校の休・廃校になっている基準づくりから、どういう形で、今後、再利用なりいろんな方向性をきちんと決めろという指示を出して、今、たしか課長調整会議でもって議論を始めているというところがございます。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 私のほうから、休校、廃校等の取り扱い基準の少し概略をお話しさせていただきたいと思います。

今現在、本市における長期間休校となっている学校施設の計画的な有効活用を図るために休校及び廃校の取り扱いについての基準を定めるということで、基準を今議論し、ほぼでき上がりつつあります。

今、休校、廃校等の措置につきましては、将来的な財産管理の面から一定の基準を設けた上で、休校施設を廃校の手続をするということで、適正な財産管理を図るということを検討しております。

そして、その上で有効活用の検討ということで、今後、その耐震基準であるとか費用対効果等も十分踏まえた上で、公共の用に供することができた施設については、例えば、民間等への貸し付けであるとか、売却も含めて検討するというこ

とで、その検討会議につきましては、私を初め教育委員会であるとか、関係の市長部局の課長も入って検討するという方向で進めております。

その上で、財産の管理であるとか処分につきましては、学校施設を有効活用という中で、貸し付け、売却というのも先ほど申しましたけれども、ただ、今後、その活用が見込まれない部分については行政財産という形にして財産処分を行うということも含めて、しっかりと一定の期間の中で取り扱いができるような形で調整をさせていただいたと、こういう事情でございます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひその中身はありきたりのものじゃなくて、事業展開や民間活用、貸し付け、売却、その辺までも含めた、また、プロジェクトチームをつくるような内容まで含めたものにしていただきたいと思います。これも早急をお願いしたいと思います。

9月から11月にかけて、木造校舎の利活用場所を視察してきました。私1人で視察した場所もあるんですけども、議員の皆さん、有志の皆さんと多くの場所を視察してきました。

全て、木造校舎を利用して、現在も活動されている場所です。多人数で行くと私1人では思いつかない質問もほかの有志の議員の方から質問していただいたので、多くのことが知識としていただけました。御指導いただいた皆さんには感謝しております。

視察先を、小さいところは除くとして、大きいところだけ申し上げますと、田辺市。これは秋津野ガルテンというところなんですけど、これは元上秋津小学校を利用しております。木造2階建てでした。80年以上たっていますね。

北杜市、三代校舎ふれあいの里、おいしい学校。これは既存の、これは明治時代の小学校が残っているので、あとの昭和と大正は木造で再度つくった校舎でした。

あと、宇陀市。これは本当に80年前の2階建ての木造校舎と平屋の校舎を利用しています。

あと、御杖村の三季館。これは木造平屋建てでした。

この中でも一番驚いたのは、奈良県宇陀市の奈良カエデの郷ひららでした。

少しだけ紹介させていただくと、NPO法人で管理をされているらしいんですけども、事務局長がおられて、事務局長にお話を伺ってきました。

年間3万7,000人ぐらい訪れるらしいです。カエデが3,000本で、着物が1,000枚と言うんですか、反、1,000幾つと言うんですかね、1,000枚ですか、着。

(「着物やな」と呼ぶ者あり)

5番(上岡雄児議員) はい。これは地元の方からの寄附だそうです。一個人からカエデが2,000本と着物1,000枚。

校舎はほとんど手をつけていません。手をつけているのは、火事があったときに鳴るような、そういう設備だけ。あと、トイレ。この辺で、市から最初に3,000万、いただいたそうです。古い校舎を清掃とか、そういうのは、全部ボランティアで清掃されたらしいです。

今、年間600人以上、中国からのインバウンドの旅行者が、これもツアーの中の一つとして組み込まれているらしいです。全く民間NPO法人ですね。黒字が続いているようです。カフェが一つあるんですけども。

ですから、ここはまだ人口が多いので、輪内地区とかよりも多分人材的にはまだいけるんだと思うんですけども、本当に何も、そのまんまの校舎でした。一度見に行っていたかと、すばらしい校舎でありました。

ここでは年間300万、市から。カエデが3,000本あるので、その維持に年間300万だけ、カエデの維持にはいただいているようです。そのほかはないということ聞いています。

コスプレヤー、これは多気でもあるんですかね。コスプレヤーの方がその教室を借りてたくさん来られるようです。今、特に多いようです。あと、映画とかの撮影にも使われるようです。

こういう成功事例もありますので、ほかのところはかなりお金がかかったところがありました。でも、一応、みんな成功をされているようです。

もう一つは、田辺市の温川というところに、これは企業さんが戻ってこられて、本社も移転して、カフェまでつくったと。それ、小学校跡地だったらしいんですけども、そういうところで活動されている企業さんもあります。

こういうふうに関業さんを利用するであるとか、あと、地元の方の寄附でそういう物をつくるというところ、たくさん見てきましたので、できないことはないと思います。

ただ、どうしても最初にはトイレの設備とか、その辺、最低限の部分、つくらないといけませんので、皆さんの知恵をぜひお借りしたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

情報発信についてを質問させていただきます。

この中で、今、ガラケーの方って何人ぐらいおられますか。3人、4人。あれ、市長、ほかの方は、皆さん、ガラケーじゃないんですか。

でも、素晴らしいですね。ほとんど課長さんはみんな、もうガラケーじゃないんですね。

(発言する者あり)

5番(上岡雄児議員) そうですね。じゃ、今から言うことは、ほとんど皆さん、わかっただけだと、答えていただけるということですね。

じゃ、どなたかに当てます。

厳しい財政状況の中で、来年度のホームページ更新、見送るとおっしゃられました。この決断を私は重く受けとめます。

ただ、市長には理解していただきたいことがあります。インターネット上のホームページというのは、尾鷲市の顔でもあります。尾鷲市の顔ですね。この市庁舎が尾鷲市の顔であるように、インターネット上のホームページは尾鷲市の顔でもあります。今のホームページは、お世辞でも褒められません。いっそのこと、ホームページのホーム画面に、財政難ですというふうに載せていただければなとぐらい思います。

それはさておき、できるところからやっていただきたいと思いますので、SNS、特にツイッターについて伺います。

市長は先ほど、情報発信のあり方についてより効果的なことを検討しながら、早急というふうにおっしゃられたと思うんですけども、熊野市さん、今、どのぐらいフォロワーがあるか御存じでしょうか。どなたか御存じの方、おられますか。

1,400です、フォロワーが。紀宝町は1,800です。熊野市といえども、私もフォローをしているので1,400人の中の1人ですけれども、市の方ばかりじゃないですけど、これ、尾鷲市があれば、熊野市をフォローせずに、尾鷲市でいいと思うんですが、熊野市をフォローしています。1,400人というフォロワーがいます。ということは、それだけ重要だということですね。

市長は、副市長、この熊野市とか紀宝町のツイッターをごらんになられたことはありますか。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 残念ながら、私、ツイッターはやっておりませんので、済みません。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひスマホを持っておられる方、フォローだけで結構です。

この市町村、特に熊野市、一番身近な熊野市、紀宝町のツイッターがどのような発信をされているか。

これ、発信だけですからね。双方向じゃないです。行政ですから、行政機関なので、発信だけでいいんですよ。きょうはどこどこで停電していますよとか、台風で危険なので避難してくださいとか、尾鷲署からこういう連絡がありましたとか、もう放送と一緒にいいんですよ。一方向でいいんです。

ただ、放送だとその聞こえるところにいないとだめですけども、スマホというのは身近に持っていますから、どういうところでもわかります。ですから、1年前から言わせていただいでいて、市長はもう指示していますというふうに何度も言っていました。

ある国の機関では、トップダウンでしろと言われれば、1カ月、かかりません。多分1週間か2週間でできます。発信だけですから。それも放送しているものと同じことを発信すればいいんですから。別に各課で検討する必要はないと思います。

一応、規程だけはつくっておかないといけないんですけど、こういう言葉遣いはだめやとかという規程はつくらないといけないと思うんですけども、発信だけで結構ですから。そうすれば、身近に持っているスマホですから、すぐわかります。

9月にも、10月ですかね、台風のときに停電のことが全くわからなくて、子供さんとかは、尾鷲に住んでいる方もいます。結構います。親は三木里で、私も以前はそうでした。

すると、情報がないと、三木里、停電しているというのがわからないんですよ。何時間もたってから親から連絡があって、大変やというので来られていた娘さんがおられました。

でも、一つこういうふうにツイッターで情報を与えてあげれば、親から連絡しなくても、すぐ来てくれます。

物すごく重要です。ぜひ早急に。難しいことはないですから。多分、この中に

は、フェイスブックをされている方等もいます。フェイスブックよりもっともつと簡単です。発信するだけで結構ですからね。写真もそんなに必要ないです。ぜひよろしくをお願いします。

なぜSNSが必要なのかというのをもう一つ言います。

震災時ですね。特に震災時、各キャリア、伝言板というのを早期に設置してくれます。その伝言板、設置していただいたら、今、防災課長はわかっていると思うんですけども、ZTVさんと契約を結んで、震災のときにWi-Fiが使える部分は何カ所もあります。スマホを持っていれば、そこから発信できます。電話だと、混雑して使えないときがあります。Wi-Fiエリアであれば、十分情報がとれます。ツイッターで発信すれば、スマホに届く。

情報というのは物すごく重要ですので、ぜひこの辺の情報発信、お金の要ることではないので、知恵を少し出していただければ済むことですので、ぜひ早期に進めていただきたいと思います。何月までにとは言いませんので、なるべく早く、よろしくをお願いします。

その中で、尾鷲市でもホームページのガイドライン、ホームページだけではなくて、スマートフォンのホームページ、また、ツイッターやフェイスブック、これから多分つくっていただけたらと思うんですけども、その辺を全部を一括したガイドライン、運営管理体制とか、運営管理方法、この辺までも含めた尾鷲市のホームページのガイドラインの作成をお願いしたいんですけども、副市長、どうでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） ホームページのガイドラインの策定についてでございますけれども、ホームページを作成する際には、総務省のほうから障害者差別解消法であるとか、日本工業規格により高齢者や障害者を含む誰もが利用できるホームページ等を整備するウェブアクセシビリティ対応が公的機関に求められておりまして、本市のホームページにおきましても、総務省が策定しています「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に準拠しまして、職員が編集や更新する際には、システム内に市独自のガイドラインを設定して、それに基づき運用をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 私が言おうとしているのは、それはもう国でも各市町村に、

こういうふうなホームページをつくりなさいよと、気をつけてやりなさいよ、アクセシビリティに気をつけなさいよと、全員、誰もが使いやすいホームページを作成しなさいよというのは国から示されていますけれども、私が言おうとしているのは、それプラス、運営管理体制とか運営管理方法まで含めたホームページのガイドライン。これをつくっておくと、新たにSNS、ツイッター、フェイスブック以外に、また出てくるかもしれません。こういう運営方法、管理体制をつけておけば、つくっておけば、右往左往する必要はないと思います。その時々に応じて、それを読み返してやればいいだけです。

ホームページをつくる、新たにリニューアルするときでも、この運営方法とか管理体制をきっちりつくっておけば、どこが中心になってやっていくのかというのもわかるはずですので、ぜひこれはつくっておいていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 先ほど市長が答弁させていただいたように、本市としてもSNSに関して統一のアカウントを作成して、各課の行政情報とかイベント情報を掲載する仕組みを早急につくるということを考えておりますので、その中で、そういったガイドラインについても、しっかり検討させていただきたいなと思います。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 何も費用のかかることではないです。検討は要らないと思うんですけども。いいことなんですよ、つくっておくのは。

（発言する者あり）

5番（上岡雄児議員） そう。いいことなんですけど、何でそれが検討だけで終わっていくのか、もう一度、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） まず、私も余りツイッターをやっていないということもあって、そのあたりの知識がありませんので、例えば熊野市でツイッターをやっているのであれば、その辺のガイドラインを参考にさせていただいて、そのアカウントをつくる際には、しっかりそのガイドラインが並行してできるような形で作業をさせていただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） もう一度言います。

ツイッターとかSNSのその発信のガイドラインじゃなくて、運営管理体制とか、それはもう当然なんですよ。ツイッターとかフェイスブックのアップをするのにどうしていくか、どのようにするかというのは当然つくっておかなきゃいけないんですけど、運営管理体制とか、運営管理方法、運営管理体制までをまとめてつくった、一つにした部分を検討、また、つくってくださいと。つくるのであれば。つくらないのであればつくらないで、また私ももっともっと説明しないとイケないんですけど、つくるのであれば、運営管理体制まで含めたものをぜひつくってください。お願いします。もうここまでにしておきます。

あと、次に、情報バリアフリー。

情報バリアフリーについて少しだけ説明をさせていただきます。

ICT、情報通信技術の進展は、社会に大きな変革をもたらすとともに、私たちにさまざまな恩恵をもたらしています。

しかし、年齢、身体的条件によるデジタルデバイドのため、現状では、高齢者、障害者等、こうした恩恵を享受できない、できていない人々もいることも事実です。

総務省では、高齢者、障害者を含めた誰もがICTを利活用し、その恩恵を享受できるよう、情報バリアフリー関連施策を積極的に進展しています。

その一つがみんなのアクセシビリティ評価ツール、m i C h e c k e r と呼ばれるものですね。総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツールです。その第1の目的は、評価作業の支援です。加えて、附属文書等に沿って検証作業を行うことで、関連する知識の習得が可能です。

尾鷲市では、済みません、時間が余りなくなってきたので、使用されているかどうかだけお答え願えませんか、副市長。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） みんなのアクセシビリティ評価ツールにつきましては使用させていただいていまして、今、総務省の中では、その適合レベルAとかAAに、問題のあるページの割合が低い上位100以内に入っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） トリプルAになるようによろしくお願いします。

では、最後に、日本政府提唱によるソサエティー5.0というのは御存じでしょうか。3月の一般質問では、学校ICT、9月はキャッシュレス、今回は情報

発信を取り上げさせていただきました。この三つは、今、日本政府が進めているソサエティー5.0の一部です。

ソサエティー5.0は、サーバー空間、仮想空間と、フィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、ソサエティーです。ソサエティー1.0、2.0、3.0、4.0に続く新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

政府はIoTやAI、クラウド、ドローン、自動走行車、無人ロボットなどの活用を推進し、これら最新テクノロジーの活用により、最終的には、少子高齢化、地域格差、貧困の差などの課題を解決し、一人一人が快適に暮らせる社会を実現することが真の目的として、ソサエティー5.0と名づけているようです。

このように、これからの社会はIoTに頼らざるを得ないような社会になっていきます。これなくしては成り立っていかなくなっていくようになります。ぜひ皆さんも、これは苦手だからではなくて、どんどんその辺の知識を得ていただきたいと思います。

ぜひ加藤市長には、少子高齢化や地域間格差是正のためにソサエティー5.0を推し進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。最後に、市長、よろしいでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど議員がおっしゃっていましたソサエティー5.0、これにつきましては、先ほど議員から御説明のあった内容で私も認識はしております。特に議員がおっしゃるように、この部分については非常に重要になるであろうと、これからどんどんどんどん必要になってくると。

実を言いますと、最後に、この認識をあれ、しましたのは、ある新聞のコラムで、2025年に大阪万博、これが開催されます。この中で、この2025年の大阪万博では、社会の高齢化などが進む中で、心身ともの健康の実現や持続可能な社会システムの構築を目指す、それで、世界各国からこういう斬新な、新進気鋭のものをどんどんどんどん持ってくるであろうと、だから、したがって、こういう世界共通の課題解決に向け、アイデアを相当発信する場となるであろうというコラムがあったんです。

これを見ながら、さっきの上岡議員のソサエティー5.0、これを本当に認識して、やはり近い将来、あと6年後にはこれが本当に花開くというようなすばら

しい展示会になるという。だから、それまでにやはりある程度のその方向性を見定めながら、我々としてもこの国の動向を注視して、検討していかなければならないと、そういう思いがありましたので。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって、一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、あす7日金曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いをいたします。

本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午後 2時13分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭